

(平成 30 年度第 1 回沖縄県環境影響評価審査会資料)

- 普天間飛行場代替施設建設事業に係る事後調査報告書等
 - (1) 事業概要 1
 - (2) 環境影響評価の手続の状況 3

- (仮称)西普天間住宅土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書
 - (1) 事業概要 6
 - (2) 環境影響評価の手続の状況 8

《普天間飛行場代替施設建設事業の概要》

1 事業概要

(1) 対象事業の名称 普天間飛行場代替施設建設事業

(2) 事業者の名称 沖縄防衛局 局長 中嶋 浩一郎

(3) 事業目的

本事業は辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾に一部埋立てにより普天間飛行場代替施設を整備し、同飛行場の移設・返還を進めることを目的とする。

(4) 事業の種類及び規模

法・条例の区分	事業の種類	規 模
条例対象事業	飛行場の設置の事業	滑走路長： 1,200m (2本) ^{※1}
法対象事業 (第一種事業)	公有水面の埋立ての事業	埋立面積：約160ha ^{※2}

※1 面積：約205ha

※2 内訳：代替施設本体約150ha、護岸部分約5ha、辺野古地先作業ヤード約5ha

(5) 対象事業実施区域 名護市辺野古沿岸域

(6) 航空機の種類
 回転翼機：CH-53、UH-1、AH-1
 ティルトローター機：MV-22
 短距離離発着機：C-35、C-12
 他の飛行場からの飛来機：C-20等

(7) 埋立土量

表-2.3.2.1 現時点で想定している埋立土砂

埋立土砂の種類	採取量	備 考
山土	約 400 万m ³	キャンプ・シュワブ既存陸上部の整地及び辺野古ダム周辺からの採取を想定
岩ズリ (購入土砂)	約 1,640 万m ³	沖縄、九州、瀬戸内周辺からの購入を想定
購入砂	約 60 万m ³	沖縄島周辺からの購入を想定
計	約 2,100 万m ³	

※公有水面埋立承認願書に添付された環境保全図書より転載

2 経緯

(1) 位置選定の経緯

ア 平成8年12月2日のSACO最終報告で普天間飛行場の返還及び代替施設として海上基地を建設すること等を決定した。

イ 平成17年10月29日の日米安全保障協議委員会(以下、「同委員会」という)において、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾を結ぶL字型に設置する案が承認された。

ウ 平成18年5月1日の同委員会において、周辺地域上空の飛行ルートを回避してほしいとの地元要望を踏まえ、辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、2本の滑走路をV字型に配置することが承認された。

エ 平成21年9月16日、民主党鳩山内閣が発足。新たな移設先について再検討を開始。

オ 平成22年5月28日の同委員会において、普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置することが再確認された。

カ 平成23年6月21日の同委員会において、代替施設を海面の埋立てを主要な工法として、V字型に配置される2本の滑走路を有するものとする事が決定された。

(2) 環境影響評価の経緯

○方法書手続

平成19年 8月 7日 方法書の県への送付
12月21日 方法書(飛行場事業)に対する知事意見
平成20年 1月21日 方法書(埋立事業)に対する知事意見

○準備書手続

平成21年 4月 1日 準備書の県への送付
10月13日 準備書に対する知事意見

○評価書手続

平成23年12月28日 評価書の県への送付
平成24年 2月20日 評価書(飛行場事業)についての知事意見
3月27日 評価書(埋立事業)についての免許権者としての知事意見

平成24年12月18日 補正評価書の県への送付
12月27日 補正評価書の公告・縦覧(～平成25年 1月29日)

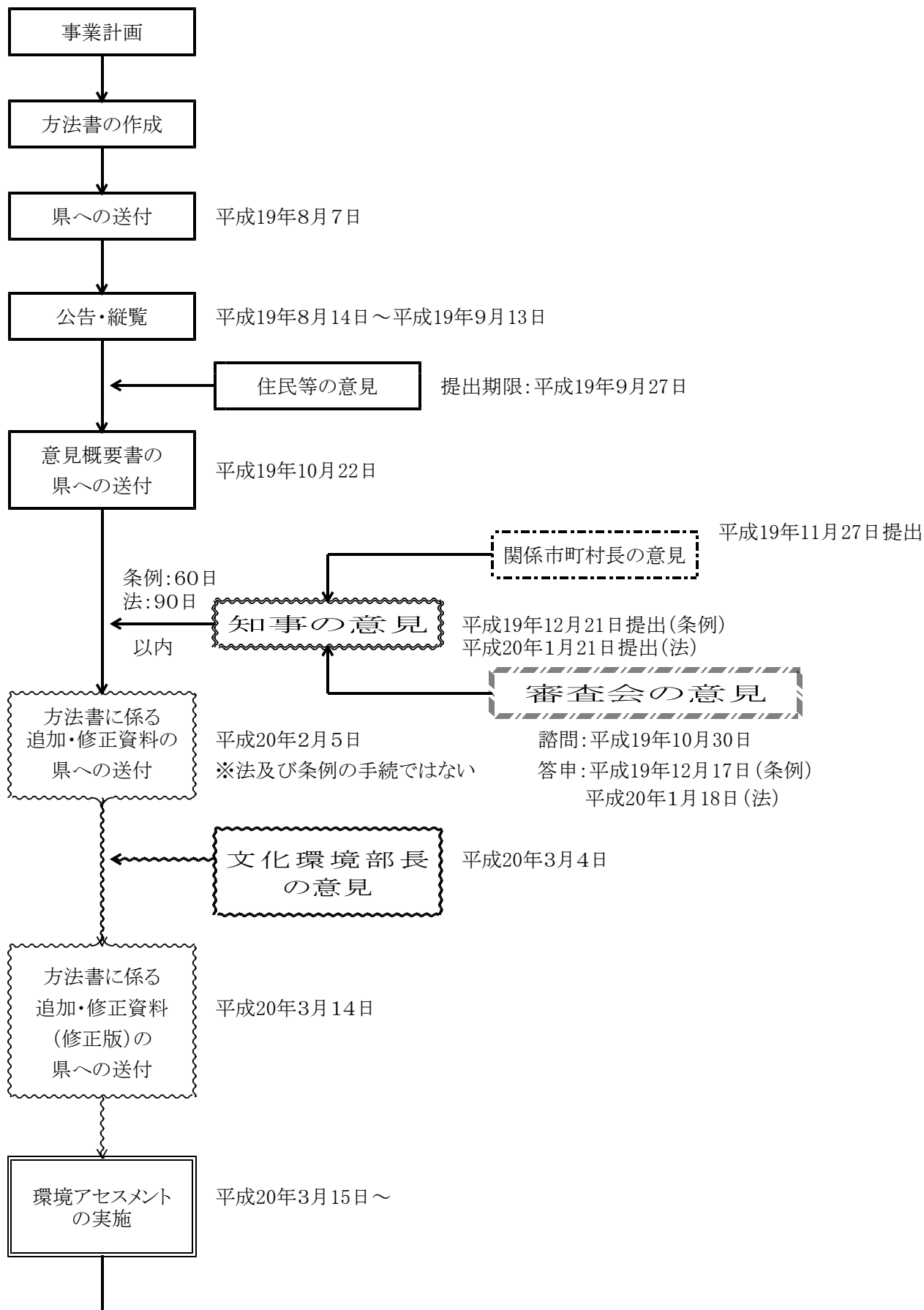
平成26年 6月30日 工事着手届(飛行場事業)の送付
平成27年10月28日 工事着手届(埋立事業)の送付

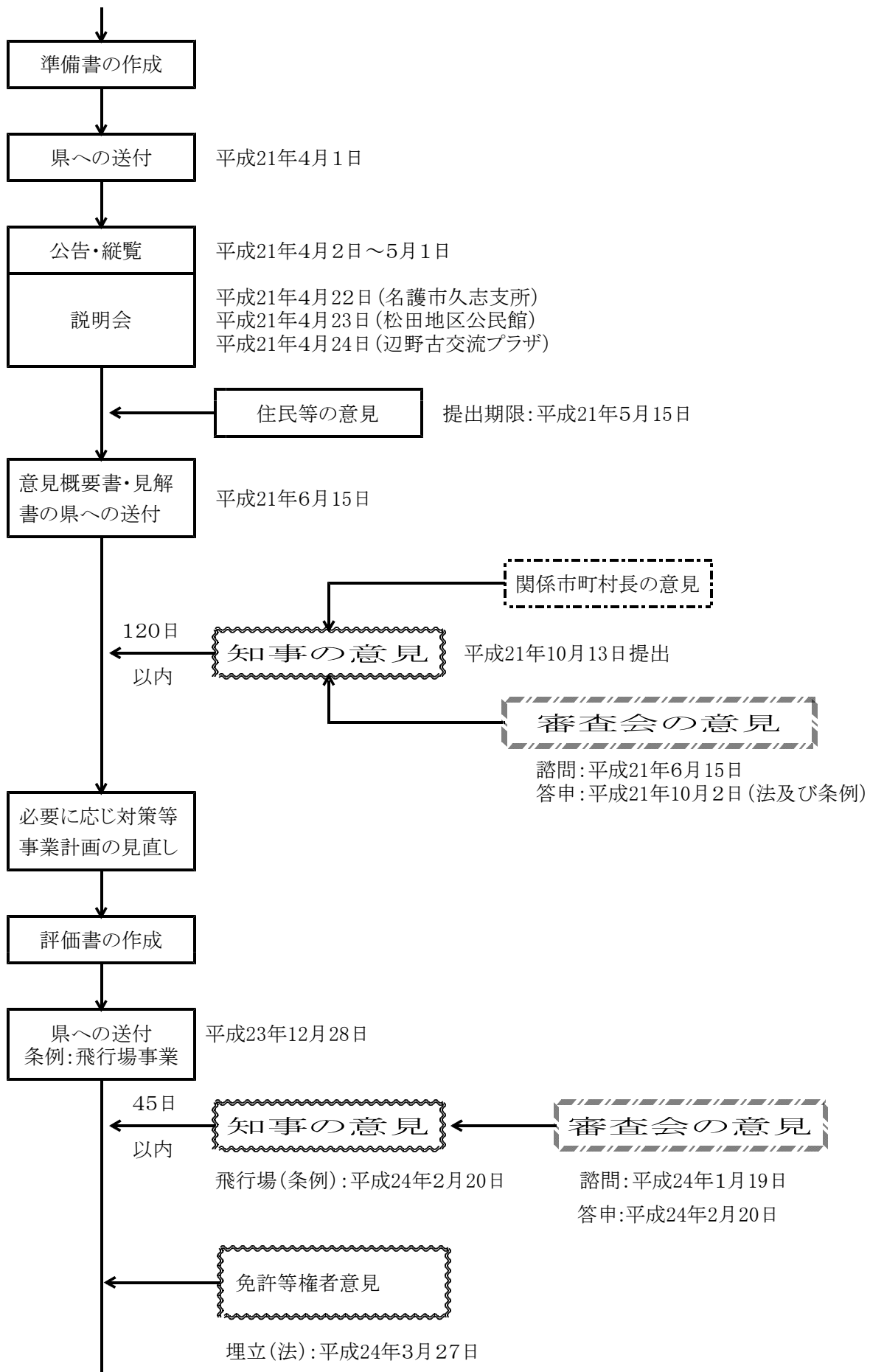
○事後調査報告書手続

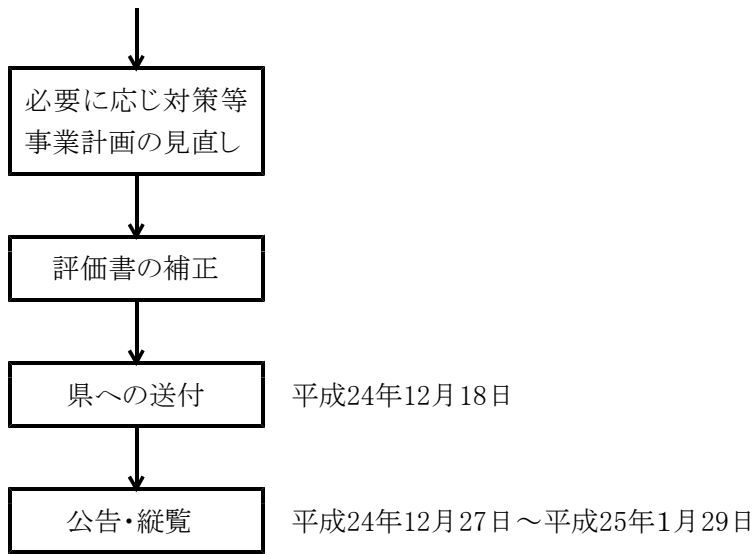
【工事中・工事前】

平成29年10月24日 「平成26、27年度事後調査報告書」、「平成28年度事後調査報告書」等の県への送付
11月17日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問
月 日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申
月 日 環境保全措置要求の提出

3 環境影響評価手続の流れ

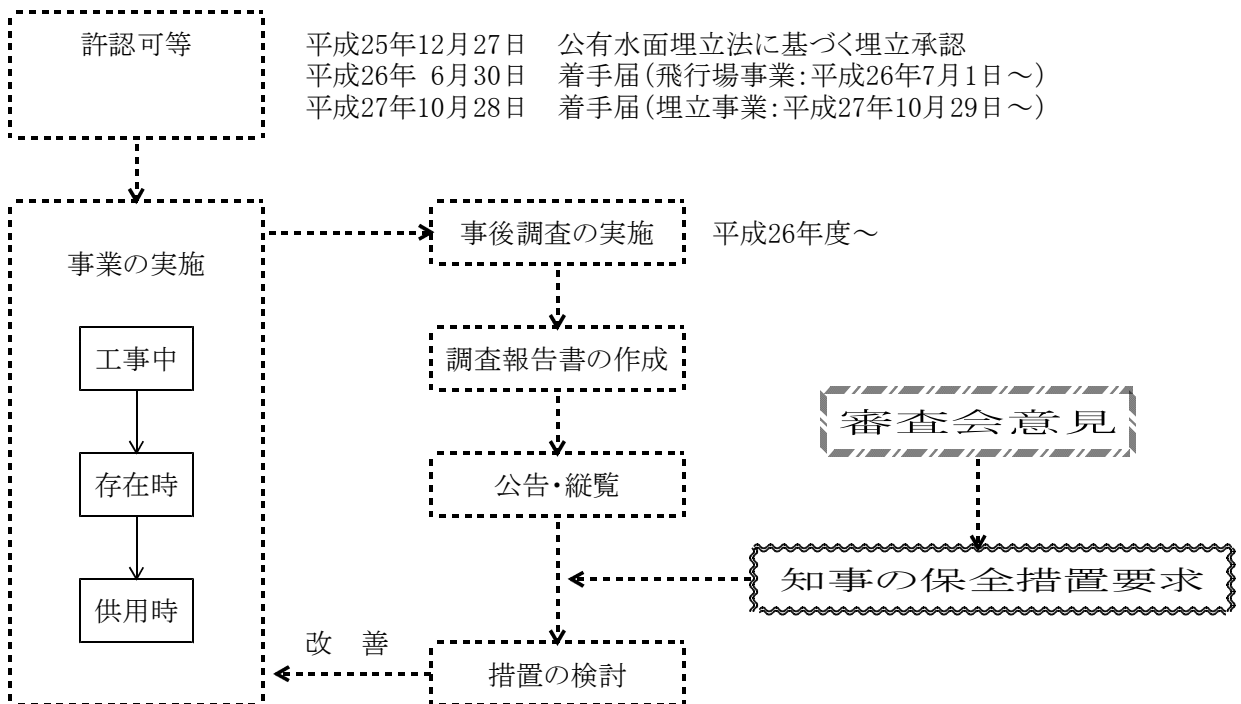






アセス手続の終了

○ 事後調査手続



(仮称) 西普天間住宅土地区画整理事業の概要

- 1 都市計画対象事業の名称 (仮称) 西普天間住宅土地区画整理事業
- 2 都市計画決定権者の名称 宜野湾市(代表者 宜野湾市長 佐喜眞 淳)
※土地区画整理事業が都市計画に定められる場合において、都市計画決定権者が市町村である場合は、環境影響評価手続を都市計画決定権者が行うことができる。
【根拠】
沖縄県環境影響評価条例第42条2項 等
- 3 対象事業実施区域 宜野湾市字普天間石川原、字安仁屋東原、字安仁屋前原、字新城下原、字新城大道原、字新城西原、字喜友名山川原、字喜友名下原、喜友名西原の各一部
※キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)返還地

4 事業目的

本事業は、平成27年3月末に返還されたキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区約50.8haの駐留軍用地跡地において行われる土地区画整理事業である。

本駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進し、健全な市街地を形成するため、土地区画整理事業を行い、道路、公園、雨水排水施設等の都市施設を整備するとともに、必要な造成工事を行い、返還跡地の計画的な開発整備を推進するため、本事業を施行する。

なお、本事業実施区域は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第12条第1項に基づく特定駐留軍用地として指定されており、返還後の計画的な開発整備を行うことが求められている。

5 事業概要

- (1) 事業種類 土地区画整理事業
- (2) 事業規模 約 50.8 ha
- (3) 計画用地 国際医療拠点ゾーン、人材育成拠点ゾーン、住宅等ゾーン、都市公園、墓地ゾーン

6 経緯

(1) 事業計画の経緯

平成8年12月	SAC0最終報告において平成19年度末を目処に返還合意
平成13年度	普天間飛行場跡地利用計画及び宜野湾市都市計画マスタープラン策定開始
平成14年度	宜野湾市において「瑞慶覧地区跡地利用基本構想」を策定
平成16年度	宜野湾市において「瑞慶覧地区跡地利用基本計画」を策定
平成25年4月5日	嘉手納以南の土地の返還計画を日米両政府が共同発表
平成25年度	瑞慶覧地区跡地利用基本計画の見直しに着手
平成25年6月13日	キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の返還について日米合

同委員会合意

平成27年3月31日 キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）返還

平成27年7月 跡地利用計画の庁議決定

(2) 環境影響評価手続の経緯

○配慮書手続

平成27年2月9日 計画段階環境配慮書の県への送付

3月25日 計画段階環境配慮書に対する知事意見の提出

9月18日 配慮書対象事業が実施されるべき区域等の公表

○方法書手続

平成28年1月25日 方法書及び要約書の県への送付

1月26日 方法書の公告及び縦覧

3月10日 住民等の意見の概要書の県への送付

5月9日 方法書に対する知事意見の提出

○準備書手続

平成29年11月27日 準備書及び要約書の県への送付

11月28日 準備書の公告及び縦覧

平成30年1月18日 住民等の意見の概要書及び事業者見解書の県への送付

月 日 準備書に対する知事意見の提出（提出期限：5月22日）

(仮称) 西普天間住宅土地区画整理事業の環境影響評価手続フロー

